

幹事会の報告

第5回まちづくり市民会議が終わり、幹事会を2回開催しました。幹事会で座長に選出された原田さんより、幹事会の議論の内容の報告がありました。



幹事会の役割

- 事務局は市民会議の意見整理
- 幹事会で確認、修正、市民会議報告
- 市民会議の企画、報告
- 審議会へ市民会議の思いを伝える橋渡し役
(座長：原田、副座長：大藤、中島)

第5回 まちづくり市民会議のテーマ

何故、今、自治基本条例をつくるか
↓
太宰府市の現状に対する思い（不満等）

自治基本条例の制定の経緯と動機

自治基本条例の制定に至った経緯と動機を行政から参加者に伝え、「なぜ自治基本条例を作るのか」意義、目的を共有しました。次に、幹事会メンバーより、市民から見た「自治基本条例制定についての考えや思い」を述べてもらいました。

■ 行政からの説明 ■

時代背景

「公共」の領域が変化し、市民と行政の役割分担をルール化する必要性が高くなってきた。また地方分権の時代で、地方は自らの判断と責任により、地方自治運営のあり方のルール化も必要となってきた。

目的

市の課題・問題を乗り越え、よりよいまちにしていくため、自治運営のしくみに関する基本ルールが必要となってきた。

自治基本条例のイメージ

行政・議会・市民の関係性を含めた自治運営の「しくみ」の基本ルールの条例をイメージしている。



■ 市民の考えや思い ■

地方分権の潮流を背景に、自治の主役は「市民」であることが再認識されてきた。市民、市長及び行政執行部、議会・議員の在り方、責務、また相互の関係を、市政運営の根幹ルールすなわち最高規範として、新たに明確に規定する必要があると考えられる。

そこで、今回、新たに選出された13人の市民及び市職員により構成された幹事会ではその主たる役割として、市民会議の意見の集約や企画を行うのみならず、その意思や決定事項を審議会に直接投げかける橋渡し役を積極的に進めています。



太宰府市自治基本条例(仮称) まちづくり市民会議 ニュース 5号

市(行政、議会、市民)における課題や不満を出し合いました

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第5回まちづくり市民会議が、平成24年5月24日(木)に市役所4階大会議室で開催され、41人の参加がありました。

まず、前回のまちづくり市民会議で設置された「幹事会」の役割や確認事項などを幹事会座長の原田さんより報告がありました。次に、「自治基本条例制定の経緯と動機」について、行政から説明があり、市民代表から条例への思いなどが話されました。そして、ワールド・カフェ形式で「太宰府市(行政・議会・市民)における課題や不満」などの思いを自由に出し合いました。

今回のまちづくり市民会議の企画から、幹事会が主体となって関わり、「市民による」条例づくりがスタートしました。



次回のお知らせ

日時: 6月29日(金) 19:00~21:00

場所: 中央公民館 多目的ホール

「市の課題を深める」

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課
TEL: 092-921-2121 FAX: 092-921-1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 幹事会の報告
- 19:10 ◆ 自治基本条例の制定の経緯と動機
①行政より
②市民より
- 19:25 ◆ ワールド・カフェ
テーマ:
太宰府市(行政・議会・市民)における課題や不満
- 21:00 ◆ 閉会

市民会議の流れ

第1回 条例制定の取り組み方
H24. 1. 16(月) いきいき情報センター
・条例の制定の手順と市民会議の役割と体制

第2回 参加者の構成と会議の進め方
H24. 2. 2(木) 中央公民館多目的ホール
・参加者の範囲
・会議の進め方

第3回 市民会議の体制
H24. 3. 7(水) 中央公民館多目的ホール
・幹事会の役割と構成

第4回 市民会議の体制
H24. 4. 19(木) 市役所4階大会議室
・幹事会の役割と構成
・幹事会の設置

第5回 市における課題の抽出
H24. 5. 24(木) 市役所4階大会議室
・自治基本条例制定の経緯と動機
・市における課題や不満等

行政への意見

- 01.縦割り行政**
 - ・たらい回し
 - ・セクト主義
 - ・横のつながりが少ない
- 02.行政体質**
 - ・対応が遅い
 - ・行政はなかなか動かない
 - ・公平性の欠如
 - ・体質が古い
- 03.職員の対応**
 - ・窓口対応が悪い
 - ・電話で名乗らない
 - ・何でも「自治会長を通して」と言う
 - ・態度、もう少し柔らかく
- 04. 職員の資質**
 - ・勉強不足である
 - ・「協働」を答えられない
 - ・配属先での勉強が足りてない
 - ・考えてコーディネートできる職員が必要
- 05.職員の数**
 - ・多い
 - ・少ない
- 06.責任の所在**
 - ・担当者の責任の所在はどの程度か
- 07.市長の責務、説明責任**
 - ・決断しない市長が悪い
 - ・市長のワンマンさ（自治会制、電波条例）
 - ・自治基本条例の役割が不明確
- 08.他市との比較**
 - ・他市と比べて遅れている
 - ・何についても条例化が遅れている
- 09.説明責任**
 - ・行政の説明がわかりづらい
 - ・広報の内容がよくない
 - ・情報が市民にオープンでない

- 10.市民参加の仕組み**
 - ・市民の声を反映するルールができていない
 - ・市民の声が市に届いて来ない
 - ⇨市行政の考えがわからない
 - ・市民参加（参画）ができていない
 - ・住民提案制度の制定
 - ・パブリックコメント等制度の見直し

- 11.審議会等の構成・選任規定**
 - ・公募が少ない
 - ・付属機関の委員等の市民公募のあり方の見直し
 - ・答申と決定のあり方の見直し
 - ・審議会人選に偏り
 - ・各種審議会の委員選考不明確

- 12.お上意識**
 - ・上から目線
 - ・協働のあり方に不満がある

- 13.情報公開、情報共有**
 - ・情報共有がなされていない
 - ・公聴のルールづくり
 - ・イベント開催に際しての配慮が足りない
 - ・情報公開（透明性）の不足
 - ・リアルタイムな情報の共有が弱い
 - ・どんな「まちづくり」をしようとしているのか説明がない
 - ・財務公表が明らかでない

- 14.行政手続、組織体制等**
 - ・市職員の職務評価や人事制度は正当か？
 - ・公益通報制度の制定
 - ・政治倫理条例の制定
 - ・監査が機能していない

- 15.まちの将来展望**
 - ・将来に繋がる施策と展望が無い
 - ・観光中心で市民に目を向けていない



太宰府市（行政・議会・市民）における課題や不満

市民への意見

- 21.無関心**
 - ・市民参加が少ない
 - ・投票率も低下
 - ・他人任せになり勝ち
 - ・市民の市政に対する無関心が、行政任せを加速している
 - ・市政に対して意識が低い
 - ・自発性がない
 - ・横のつながりやすい
 - ・市民の協力が多くなった
- 22.自己中心**
 - ・自己中心的で言葉だけ。行動力（協力）がない
 - ・全体的視野に欠ける
 - ・不満を言うだけではなく、その不満を解決する話、活動を
 - ・自分の行動に責任を持つべき
 - ・聞く耳を持たない市民が多い
- 23.自治会（コミュニティ）**
 - ・自治会と行政は双方向になってない
 - ・自治会間の格差
 - ・自治会の後任がいらない
 - ・隣組長の高齢化
 - ・若い人が自治会に理解がない
 - ・自治会に代わって主体的な活動が生まれてきた
 - ・住民自治と自治会制度の見直し
 - ・「なぜ自治会に入らないか」という市民
 - ・事務局となるセンターがない
 - ・ご近所付き合いが少なくなっている
 - ・自治会の行政に対する下請け化
- 24.市民のマナー**
 - ・市民のモラルが低い（犬のフン、ゴミ）
- 25.ボランティア、NPO**
 - ・退職職員のボランティア活動がない
 - ・やらされるものではない
 - ・NPO 活動を通じてコミュニティのつながりをつくっていききたい

- 26.企業や大学との協働**
 - ・地元大学との連携
 - ・企業との協働

- 27.情報共有の場、個人情報の取り扱い**
 - ・情報共有が要
 - ・肘つき合わせて話す場が欲しい
 - ・個人情報のため電話番号がきけず、緊急対応に困る

議会への意見

- 28.議会（議員）に望む姿**
 - ・議会が市民の方を向いてない
 - ・議会は市民の意見を聴くこと
 - ・個人の御用さきになっている
 - ・将来展望の具体的なイメージを描く
 - ・議員は大いに議論すべき
 - ・議論・検討が不十分
 - ・議会討論が熱心でない
 - ・議会（議員）は二元代表制の機能が果たされていない

- 29.議員の資質**
 - ・不勉強、不熱心、競争がない
 - ・議員の質疑に問題がある
 - ・レベル低すぎ
 - ・市民会議等に関心がない

- 30.議会（議員）の数・資質**
 - ・議員 18 名は多すぎる
 - ・議会が市民の方を向いてない
 - ・議会がセレモニー化している

- 31.議会運営**
 - ・市議会の議論が休憩中に行われ大事な事が決まっている
 - ・議会の夜、休日開催
 - ・反問権が必要
 - ・政務調査費のあり方

- 32.情報公開**
 - ・議員の賛否が全く不明
 - ・市民に対して、議会としての議会（定例会）報告が行われていない
 - ・透明性が大事
 - ・議員がどのような活動をしているか知りたい